

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北九州市長

## 公表日

令和4年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護に関する事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 1 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。 3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 9 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 10 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、宛名管理システム、団体内統合宛名システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項、同条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二 (第9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,58,59の2の2,59の3)  【情報照会の根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二(第26の項) 番号別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第19条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局総務部保護課
②所属長の役職名	保健福祉局総務部保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0841 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局総務部保護課 TEL 093-582-2445

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I-4-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の根拠規定 番号法第19条第1項第7号 別表第二(第9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条) (以下略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の根拠規定 番号法第19条第1項第7号 別表第二(第9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,26条の4,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条) (以下略)</li> </ul>	事後	
平成29年5月1日	I-5-①	保健福祉局地域支援部保護課	保健福祉局総務部保護課	事後	
平成29年5月1日	I-5-②	保護課長 早崎 寿宏	保護課長 山田 英彦	事後	
平成29年5月1日	I-8	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市保健福祉局地域支援部保護課 TEL 093-582-2445	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市保健福祉局総務部保護課 TEL 093-582-2445	事後	
平成29年5月1日	II-1、II-2 計数時期	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月1日	I-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の15の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条</li> <li>・(仮)北九州市個人番号の利用に関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の15の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条</li> <li>・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項、第3項</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月23日	I-1-②	<p>1 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務</p> <p>2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条2項の職権による保護の変更に関する事務</p> <p>4 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>5 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>6 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>7 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務</p>	<p>1 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務</p> <p>2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条2項の職権による保護の変更に関する事務</p> <p>4 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>5 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>6 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>7 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>8 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務</p>	事後	
平成31年4月23日	IV-1	(新設)	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月23日	IV-2~7	(新設)	十分である	事後	
平成31年4月23日	IV-8	(新設)	すべて実施	事後	
平成31年4月23日	IV-9	(新設)	十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月23日	I-4-②	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第1項第7号 別表第二(第9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,26条の4,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条) (以下略)	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第1項第7号 別表第二(第9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,26条の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59条の2,59条の3) (以下略)	事後	
平成31年4月23日	I-5-②	保護課長 山田 英彦	保健福祉局総務部保護課長	事後	
平成31年4月23日	II-1、II-2 計数時期	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年3月29日	II-1、II-2 計数時期	令和2年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年10月11日	I-4 情報提供ネットワークによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年9月30日	I-1-③	生活保護システム、中間サーバー、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、	生活保護システム、中間サーバー、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和4年9月30日	II-1、II-2 計数時期	令和3年3月1日時点	令和4年9月1日時点	事前	